

平成 25 年 9 月 議 会

決算特別委員会委員長報告

(議案審査)

平成 25 年 10 月 2 日

本 会 議

決算特別委員会より、ご報告申し上げます。

最初に審査日程につきまして、1日目は、総務文教委員会所管分を、2日目は、健康福祉委員会所管分を、3日目は、建設経済環境委員会所管分とし、それぞれ審査したところであります。

また、4日目は総括質疑を行った後、討論、採決を行いました。

それでは、本委員会に付託されました議案11件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、認第1号「平成24年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

初めに、歳入関係で「1款1項 市民税中、個人所得割について、所得は減少している中で増収となっている。年少扶養控除や特定扶養控除の廃止等の税制改正による増収分はどの程度か伺う。」という質疑があり、

これに対して、「扶養控除の廃止関係での増収分は3億円程度である。」という答弁がありました。

次に、「特定財源等の有利な財源確保に努め事業を推進しているが、平成24年度はどの程度獲得し、事業化できたのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「補助金の収入額は約18億6,500万円で前年度と比較すると約1億3,000万円減少しているが、県補助金から国庫補助金への組み替えや緊急雇用創出事業臨時特例対策事業費補助金などの県補助金を確保した。その他、国庫委託金の確保や市町村振興協会の助成を活用するなど、有利な特定財源等の財源確保に最大限努めた。」という答弁がありました。

次に、「12款1項1目 民生費負担金中、児童福祉費負担金について、保育料の収入未済額の内訳と、不納欠損に繋がらないためにどのような努力をしているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「収入未済額は、公立保育所が361万9,000円、私立保育所が1,965万1,250円となっている。収納対策は、電話催告や訪問徴収のほか、子ども手当等の支給の際に納付相談を実施している。今後も、債権回収対策室と連携し、収納率の向上に努める。」という答弁がありました。

次に、「15款2項7目 土木費県補助金中、プロジェクトTOUKAI-0総合支援事業費補助金について、県から住宅耐震化の具体的な目標数値は示されているか。また、示されている場合、その目標数値の達成が補助金交付の条件となるのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「単年度ごとの目標数値ではないが、平成27年度までの目標数値として

住宅の耐震化率90%が示されている。しかしこれは、あくまでも目標数値であり、達成しない場合でも補助金が減額されることはない。」という答弁がありました。

次に、歳出関係で、「2款1項9目 広報費中、戦略広報推進費について、事業の効果について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「ホームページのバージョンアップによるスマートフォン対応を昨年10月に行い、本年8月には9万件を超えるアクセスとなっており、昨年同月比で1万件以上増加している。スマートフォンからのアクセスも約40%を占めているなど効果が現れている。また、市勢要覧の改訂や藤枝駅に大型ビジョンを設置し、情報発信ツールの1つとして機能している。」という答弁がありました。

次に、「2款2項3目 収納費中、コンビニ収納経費について、費用対効果を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成24年度の納期内納付が件数で83.09%、23年度80.75%であり、市税4税目でプラス2.34ポイント向上した。現年度分の市税の収納率でも0.35ポイント、国保税では0.85ポイント向上した。また、督促状についても6万5,882件発送したが、23年度比10.5%マイナスの7,737件の減少となっており、効果があった。」という答弁がありました。

次に、「2款3項1目 戸籍住民基本台帳費中、戸籍住民記録等事務費について、市民課の窓口業務を民間事業者に委託しているが、どのように評価しているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「窓口業務の委託を開始する前の平成21年度と比較すると約500万円程度の経費節減ができています。職員の専門性を高めることと、市民サービスの向上という点で進めてきており、委託を開始した年のアンケートでは96%以上が好意的にとらえているという調査結果もでていいるなど、効果が出ている。」という答弁がありました。

次に、「3款1項1目 社会福祉総務費中、福祉のまちづくり推進事業費補助金について、第3次藤枝市地域福祉活動計画に基づく社会福祉協議会の取り組みについて、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「地域福祉の活動計画を策定し、懇話会を2回開催して、各地区社協の活動方針、活動計画を策定する取り組みを実施した。

新たな事業展開では、放課後児童クラブの受託、在宅センター隣に障害者通所施設を立ち上げ、財政基盤の強化を図る。」という答弁がありました。

次に、「3款3項1目 児童福祉総務費中、認定こども園振興助成費について、今後の待機児童対策を踏まえて、青島認定こども園の取り組みの実績についてどう評価しているのか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「待機児童が集中していた青島地区の3歳未満児の待機児童の減少に寄与している。さらに、働く保護者の対策として有効であり、少子化の流れの中で、幼稚園全

体の刷新のきっかけとなり得る事業である。

今後の幼稚園の認定こども園化への展開については、秋に実施するニーズ調査の結果を十分検証し、新しい事業計画を策定し推進していく。」という答弁がありました。

次に、「3款4項2目 扶助費中、生活保護費について、全国的に生活保護受給者が激増しているなか、本市では前年に比べて減少しているが、それに対する評価と現在の状況について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「相談件数は、184件と前年に比べ25件増えているが、一方で、保護申請件数は31件と20件減少した。これは、生活困窮者が抱える課題の解決に向け、相談者の意志を尊重した上で、他法他施策の活用と積極的な就労支援を行い、生活保護受給に至る前での経済的自立が図られたことによるものである。

今後、生活保護制度の適正な運用に向けて、特に、若年層の働ける人たちに対する生活保護受給前での支援が重要であると考えます。

なお、25年度に入って、若干、保護率が上がっている状況にある。」という答弁がありました。

次に、「4款2項2目 環境政策推進費中、家庭系生ごみ回収資源化事業費について、費用対効果の視点でこの事業に取り組む理由は何か。」という質疑があり、

これに対して、「ごみを資源化して循環型社会を構築していくことは時代の要請であり、藤枝市はこれに率先して取り組んでいる。その結果、1人1日あたりの燃やすごみの量の少なさは全国上位にある。今回、仮宿に計画しているクリーンセンターは人口29万人に対して処理能力230トンという全国他市と比較しても非常に小さな規模での計画となっている。これは当然、建設費やその後の運転管理等々、大きなコストダウンにつながるもので、目先のコストよりも、将来を見据えた取り組みである。」という答弁がありました。

次に「8款5項1目 都市計画総務費中、自主運行バス等運行事業費について、運行継続基準の収支率15%ぎりぎりの路線があるようだが、今後の改善の見込みを含めどのように評価しているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「収支率が15%ぎりぎりの路線は、瀬戸谷地区の大久保上滝沢線、朝比奈地区の朝比奈線、そして、水守から西焼津に向かう西焼津駅水守線の3路線である。大久保上滝沢線の主な利用者は通学の子供であり、子供の人数が減っている現状では、今後、利用率を維持することは難しいが、現状では地域住民がバスの利用をよびかける運動をおこなすなどの努力により、収支率はカバーできている。朝比奈線は、瀬戸谷地区に比べれば子供の減少率は低いのでそれほどの影響はなく、利用料金を調整することで収支率を上げることは可能と考えている。城南平島線は一部利用率の悪いところを廃止し、25年度から西焼津駅水守線として運行しているが、依然として利用率が低いため、要因を検証しているところである。」という答弁がありました。

次に、「10款1項3目 教育指導費中、通級指導教室活用事業費について、サテライト事業による効果について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「サテライト事業は、青島東小学校と葉梨小学校で実施しているが、青島東小学校は午前中のみの実施で現在4名、葉梨小学校は現在7名が学んでいる。また、保護者の送迎の必要もなく、学校内の移動で指導が受けられるため、以前よりも人数は増加しており、効果がでている。」という答弁がありました。

次に、総括質疑として、「この1, 2年で実質収支額が増加しているが、26億円余の実質収支額を平成25年度でどう活用していくのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「実質収支額は、25年度当初予算で繰越金として5億円、緊急対応事業として、補正予算で約800万円を既に計上している。残りの収支額は約21億3,700万円となっており、平成25年度に財政調整基金、減債基金合わせて18億7,800万円を取り崩す予定だが、消費税増税に伴う国の緊急経済対策等を考慮した中で、基金繰入の取りやめ、または減額を考えている。あわせて、職員退職手当基金及び財政調整基金の新規積み立てなどを考えている。」という答弁がありました。

以上のように、執行部から提出していただいた事業評価決算審査用調書を基に、質疑が行われました。

続いて討論に入り、

初めに、「24年度の市政を一言で総括すれば、全国モデルと言っても過言でない非常に優れた側面を持ちながらも、従来型の遅れた側面をも引きずった市政と言える。市民の立場から容認できないと考えている市政の分野は、寂れていく一方の中山間地に対して抜本的な対策を立てようとしなない点、また、税や公共料金の問題でいきなり差押えの予告を行うような執行の態度、市民の理解が得られないような各種料金の値上げ、文化芸術社会活動などに対する市の姿勢、生活保護の相談への対応、身近な市民要求に対する執行率などであり、以上、納得できるものではないため反対する。」という討論がありました。

次に「24年度は市債残高を確実に減らす中、『第5次藤枝市総合計画』の2年目の年に当たることから重要政策課題に取り組むための多くの創意工夫が見られ、市民生活に直結した各種施策が展開されたものと評価する。歳入については国・県等の特定財源を積極的に活用して財源確保に努めている。市税においても収納強化に積極的に取り組み、収納率は94.0%と前年度に比べ0.7ポイント増加し、努力が伺える。

歳出においては、市民生活に悪影響を与えることなく4つのKの推進、近隣市町との広域連携、シティプロモーションの推進などの重点方針に基づく多くの事業展開が成されたほか、福祉政策、健康推進策、市立総合病院の経営強化策においてもきわめてすぐれた施策展開が成されている。

さらには、市債の繰上償還の積極的な取り組みや財政調整基金への積立などの財政健全化に向けた努力も大いに評価するものである。

以上、市民本位のために十分に汗を流したものと高く評価し、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本決算は賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号「平成24年度藤枝市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

一委員より、「国保税収納率は、総合計画目標数値に対して102.8%の実績で、前年度比で0.84ポイント収納率が上がったということだが、不納欠損額、収入未済額の状態についてどうか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「国保税の現年分収納率は、平成14年度以来の93%台に乗り、評価できるものと考えている。また、収入未済と不納欠損の関係では、前年よりも収入未済額が減り、不納欠損額は増えたという状況である。これは、国保の構造が低所得の方が多く、差し押さえる財産がない、あるいは差し押さえることによって生活困窮になってしまい、なかなか収納対策に結びつかない。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第3号「平成24年度藤枝市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第4号「平成24年度藤枝市土地取得特別会計 歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

一委員より、「市から公社への貸付金14億円についての今後のあり方について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「25年度で予定している駅前一丁目8街区の再開発用地や西高跡地の処分ができれば、公社の資産は減少してくる。事業化できていない志太中央幹線の用地については、残高を見る中で、一般会計で先行して買い戻しができるようにであれば、公社の整理の道筋をつけていきたいが、今後の進み方を見る中で判断していきたい。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第5号「平成24年度藤枝市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

一委員より、「公共下水道の処理区域内における下水道未接続の世帯に対する普及促進の取組み実績を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「24年度は、8月から年度末にかけて、南部市域を中心に356軒に対して戸別訪問を行った。これにより、接続を承諾してくれたお宅もあったが、核家族化による高齢者のみの世帯や景気低迷により職を失った世帯など、生活困窮を理由に承諾をいただけないお宅もあった。市としては、今後も継続して普及促進活動を進めていく。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号「平成24年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号「平成24年度藤枝市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」について申し上げます。

質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号「平成24年度藤枝市介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

初めに、「7款2項1目 介護給付費準備基金繰入金について、基金繰り入れをしなかったが、保険料の値上げを含めその要因について、どう考えているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「歳入については、第1号被保険者の保険料の増額改定に加え、徴収比率が前年比で0.18ポイント改善し、その要因として65歳到達者説明会での口座振替への勧奨や制度自体を理解いただく努力をしたということがあげられる。歳出については、市内の療養型施設が前倒しで介護病床を廃止したことや、介護老人保健施設の給付費が前年に比べて減少したことで、結果的に黒字となり、基金の取り崩しを行なわなかった。」という答弁がありました。

次に、「4款1項2目 一次予防事業費施策事業における各種事業のうち、ふれあいサロン活動事業については活発に活動しているようだが、参加者が少ないサロンは見直しを検討しているか、また、老人クラブとの関係について、どう議論しているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「この事業は、老人クラブに加入していない方をはじめ、外出の機会の少ない高齢者が閉じこもりや要介護状態にならないよう、外へ出る機会をつくることを目的にしており、参加人数だけでやめることは考えていない。今後、参加しやすく、魅力ある事業にするよう補助金交付先である社会福祉協議会と協議していく。

また、ふれあいサロンの活動が活発になると、老人クラブの組織率が下がる傾向にあり、老人クラブ運営の在り方について、地区社協や自治会に協力を仰ぎながら模索していく。」という答弁がありました。

続いて討論に入り、

初めに、「24年度は基準額で月額730円、18%という大幅な保険料の値上げが行われた。一方で、当局は3億4千万円の支払い準備基金全額を3年間に、保険料の軽減に充てると表明し、24年度分として1億3千万円を取り崩す予算を組んでいたが、見込みとは異なり、1億3千489万円余の大幅な黒字となった。取り崩す予定だった金額を加えれば2億6千万円の財源があったことになる。これだけの財源がありながら、保険料を大幅に値上げすることは、ぎりぎりの暮らしを強いられている市民には理解できないことであるため、反対する。」という討論がありました。

次に「本決算では、第5期介護保険事業計画に基づいた初年度の各種事業が執行されている。歳入については介護給付費の増加に伴う第1号被保険者の保険料の急激な上昇を緩和するため、財政安定化基金を繰入するなど適切な措置が講じられている。保険料の見直しにより収納率の低下が懸念されたが、当局の努力の結果、23年度と比べ大幅に改善された結果となり安定的な運営が行われている。

歳出については、保険給付費の実績は見込額の94.7%と下回ったが、これは市内の療養型施設が前倒しで介護病床を廃止したことや、介護老人保健施設の給付費の減によるもので、全体的には円滑な運営がなされている。

今後も、高齢化の進展に対応し、安定的な介護保険事業の推進を求めて、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本決算は賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号「平成24年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、申し上げます。

質疑もなく、討論に入り、

初めに、「病気になりがちで、複数の医者にかからなければならない人が大多数になる75歳以上をこれまでの保険から切り離して別枠の保険制度に囲い込めば、保険そのものが成り立たない。保険料が際限なく上がっていくか、給付が下がっていくかのどちらかである。この制度は廃止しかない。24年度に行われた値上げという問題も含めて、反対する。」という討論がありました。

次に、「後期高齢者医療制度は、医療窓口での自己負担を1割とするほか、保険財政における高齢者の負担を最小限にとどめ、世界に冠たる国民皆保険の根幹を支える制度として十分機能している。今後も高齢者の医療保険制度が将来にわたって安定的に持続されることが、高齢者のみならず、現役世代の人生設計の上でも重要であると考え、賛成する。」という討論がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本決算は賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第10号「平成24年度藤枝市病院事業会計決算の認定について」、申し上げます。

初めに、「診療収益について、1人1日当たりの診療単価が入院5万729円、外来1万5,816円とあるが、この金額についてどう評価しているか伺う。」という質疑があり、これに対して、「入院診療単価については、満足できるものではない。今後、急性期病院として、5万5、6千円を目指していきたいと考えている。一方、外来診療単価については、即日検査などの実施により、高い水準にあることから、これ以上の増額は、現状としては難しいと考えている。」という答弁がありました。

次に、「在院日数と病床利用率とのバランスについて、どう総括したのか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「病床利用率については、85%以上を目指したが、結果は82.7%であった。患者数が十分に確保できない限り病床利用率は上がらないが、患者一人ひとりの入院日数を短くして、新規の入院患者数を増やし、入退院の回転をよくすることが、急性期病院として重要になると考えている。」という答弁がありました。

次に、「急性期患者の退院後の受け皿づくりが重要であり、むやみに入院日数を短縮できないと思うが、どのように考えているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「国の方針が大きく変わり、これまでの病院完結型から在宅や介護につながる地域完結型へと機能分化を促す流れになっており、特に、今後の二次医療圏のあり方については、医療難民をつくらぬという観点で考えていく必要がある。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いた

しました。

最後に、認第11号「平成24年度藤枝市水道事業会計決算の認定について」、申し上げます。

一委員より、「24年度は1億7千万円余の純利益を上げているが、従来どおり、引き当て金に積み立てることをせずに、未処分利益剰余金としてそのまま繰り越した理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「未処分利益剰余金は通常は建設改良等に充てているが、今回は、平成26年度から公営企業会計の制度改正があり、それに対する対応方法が定まっていないことや、25年度会計が損益勘定留保資金や積立金の残額で十分に対応できると判断できたことにより全額繰越をした。」という答弁がありました。

このほか特にご報告いたす質疑もなく、採決の結果、本決算は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告いたします。